

令和8年度千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業設置プラン募集要領

1 目的

千葉県では、家庭における脱炭素化を目的に、県民が居住用の家屋に、あらかじめ県が登録する事業者から、太陽光発電設備及び蓄電池をリース又はP P Aで導入する場合、当該事業者へ補助金を交付し、リース料やP P A料金を引き下げることにより、導入の促進を図る事業を実施します。

本要領は、事業者の募集及び登録に際し、必要な事項を定めるものです。

2 募集内容

太陽光発電設備と蓄電池を、県民の方々に安心して設置していただける設置プランを募集します。

設置プランは、以下の(1)～(8)の要件を満たすものとします。

- (1) 太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）をセットで設置するものであること。
- (2) 設置する太陽光発電設備は表1の条件を満たし、発電出力が10kW未満であること。
- (3) 設置する蓄電池は表2の条件を満たすこと。
- (4) 住宅所有者の初期費用無しで、県内住宅（集合住宅含む。）に太陽光発電設備等を設置するサービス（リース又はP P A）であること。
※ 販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。リース及びP P Aの定義については表3による。
- (5) 太陽光発電設備等が故障した場合、契約期間中は設置者により、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- (6) 契約で定めるサービス期間終了後に太陽光発電設備等が県民に原則として無償譲渡されること。
- (7) 太陽光発電設備等又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害及び財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- (8) 住宅所有者との契約について、サービス期間が太陽光発電設備等の設置から5年以上であること。また、契約終了後も当該太陽光発電設備が法定耐用年数（17年間）の間、継続して県内住宅において発電していると見込まれること。

表1 設置する太陽光発電設備の条件

設備要件	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たすこと。
機能等の保証	公称最大出力80%以上 最低10年間（無償）
システム保証	最低10年間（無償）
施工保証	最低10年間（無償）
見積料	無料であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 ・未使用品であること。 ・地絡検知機能を有していること。 ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。 ・JETPvm認証やTUV認証又はそれと同等な認証を取得しており、固定価格買取制度を適用するための太陽光発電パネルの形式登録（A登録）に登録されていること。 ・一般社団法人太陽光発電協会が定める「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する 情報提供のガイドライン」に基づき、化学物質の含有状況が示されていること。 ・太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいう。）の1kW当たりの単価が調達価格等算定委員会における当該年度の調達価格等に関する意見に示された住宅用太陽光発電設備のシステム費用の想定値を勘案して設定されたものであること。

表2 設置する蓄電池の条件

設備要件	令和7年度又は令和8年度に国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること（未登録の製品は対象外）。
機能等の保証	最低10年間（無償）
システム保証	最低10年間（無償）
施工保証	最低10年間（無償）
見積料	無料であること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 ・未使用品であること。 ・据置型（定置型）の蓄電池 であること。

表3 リース及びPPAの定義

種類	定義
リース	契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」といいます。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。
PPA	太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅所有者等に販売するものをいう。

3 登録申請事業者

本事業に参加する事業者は、登録した設置プラン（以下「登録プラン」といいます。）に則して太陽光発電設備等を設置し、設置後は保証や定期点検等を行うこととなりますので、必要な体制を整えてください。

また、登録申請は、単独の事業者が行う場合と、複数の事業者が団体等を組成して行う場合が想定されます。後者の場合は、複数事業者のうち登録申請する事業者一者を代表事業者（以下「代表事業者」といいます。）とします。

なお、単独の事業者が登録申請を行う場合は、以下の(1)～(3)の全ての事項が該当します。

(1) 代表事業者の役割

代表事業者は、次の業務を行うものとします。

- ア 登録プランの申請手続
- イ 現地調査、見積書作成、設置工事等の進捗管理及び必要な事業者間の調整等
- ウ 県民から、見積申込み等を受けた案件や成約状況に関する県への報告
- エ 千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業補助金の申請等
- オ その他、本事業に関する県との連絡調整

(2) 代表事業者の要件

代表事業者は、次の要件を備えていることとします。

- ア 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- イ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- ウ 次の申立てがなされていないこと。
 - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
- エ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

オ 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

カ 県に納付すべき税を滞納していないこと。

キ 県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

ク 登録プランの太陽光発電設備等を確保し、滞りなく供給すること。

ケ 上記各事項について、個々の事業者にも順守させること。

ただし、以上の要件にかかわらず、次に掲げる者が申請する設置プランを登録することはできません。

一 代表事業者として設置プランの登録申請を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のアからウのいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

二 その他、千葉県が適当でないとする場合

(3) 個々の事業者（販売事業者、施工事業者）の要件

本事業に参加する事業者のうち、販売事業者（太陽光発電設備等を設置する県民と直接、契約を締結する事業者）と施工事業者（太陽光発電設備等の設置工事を行う事業者）については、「ア 実績」に関する要件を満たし、可能な限り「イ 事務所の所在」に関する要件を満たしていることとします。

ア 実績

登録プランで採用する太陽光モジュール等の取引実績又は施工実績があること。もしくは、同等の実績があると認められること。

イ 事務所の所在

県内に現に事務所を有して事業を行っていること。この事務所は、支店登記の有無にかかわらず、事務を反復継続して実施し、かつ、契約締結権者を有していること。

4 住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業補助金に係る事項

住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業補助金に係る事項は、県が別に定める千葉県住宅用太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業補助金交付要綱等による。

5 本事業の運用に係る役割分担

(1) 千葉県

ア 相談対応

本事業に関する一般的な相談に応じます。

イ 広報

本事業及び登録プランについて、県のホームページ等に掲載するなど多様な方法で積極的にPRを行います。

(2) 登録事業者

ア 業務

登録プランの見積依頼を受けた後は、原則として次の業務を行うこととします。ただし、申込者の意向によっては、仮見積書の提示を省略しても構いません。なお、(ア)～(ウ)については、無料で行っていただきます。

(ア) 見積申込受付

県民からの登録プランの見積申込を受付けてください。

(イ) 仮見積書の提示

申込者が現地調査を希望せず、簡易な見積書の提示を希望する場合、仮見積書を提示してください。（その場合、申込者に対して設置予定建物の図面等の貸し出しを依頼することができます。）

(ウ) 現地調査及び現地調査に基づく見積書の提示

申込者と調整の上、現地調査を行い、現地調査に基づく見積書を申込者に提示してください。

(エ) 契約締結及び工事施工等

太陽光発電設備等の設置に係る契約締結に至った場合には、速やかに設置工事を行い、契約内容に基づいた対応を行っていただきます。

また、太陽光発電設備を設置するために屋根の塗装、修繕、葺き替えなどが必要となる場合や登録プランと異なる条件の太陽光発電設備等を設置する場合は、申込者と協議していただきます。

イ 遵守事項

(ア) 本事業に係る対応状況の定期報告

本事業に係る対応状況について県から報告の求めがあった場合に、報告していただきます。

(イ) 事故等の報告

現地調査や太陽光発電設備等の設置工事の施工等において、苦情を受けた場合、事故やトラブルが発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、県に報告していただきます。

(ウ) 個人情報の管理

見積申込みや現地調査等により取得した個人情報の取扱いについては、関連法令を遵守し、適切に管理していただきます。

ウ 県への協力

(ア) 調査への協力

県内外における営業状況、事業の契約状況等、県が行う調査に協力していただきます。

(イ) 普及への協力

県内における普及啓発を行うため、県と連携した取組に協力していただきます。

6 設置プランの登録申請受付期間及び方法等

(1) 申請受付期間

令和8年5月7日（木）～令和8年10月30日（金） [必着・厳守]

(2) 登録有効期間

県による登録決定通知到達日～令和9年3月31日（水）

(3) 申請方法

以下のア、イいずれかの方法により申請書等を御提出ください。

なお、申請書及び事業概要書をメールで提出し、契約書の写し等その他の書類は郵送いただくなど、複数の提出方法を併用いただくことも可能です。その場合は、別途提出する書類及び提出方法をそれぞれ分かるように明記してください。

ア 電子メールによる提出（ペーパーレス化を推進しているため、こちらを推奨）

電子メールにより送信いただく場合は、以下へ提出してください。なお、提出にあたっては、メールの件名を『千葉県「太陽光発電設備等に係るリース等導入促進事業」登録事業者登録申請』とするとともに、以下の電話番号に連絡し、メール到達確認を行ってください。

※ 添付ファイルは7MB以内で送信してください。

7MBを超える場合はお手数をお掛けいたしますが、ファイルを分けて複数回送信いただくなど御対応くださるようお願いいたします。

(電子メール送信先)

cn-hojo@pref.chiba.lg.jp

(電話番号)

043-223-4645

イ 郵送による提出

郵送で提出いただく書類の郵送先は次のとおりです。

(書類郵送先)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県 環境生活部 温暖化対策推進課 あて

【重要】郵送は信書を送付することができる方法（郵便、レターパック等）に限ります。そのため、信書を送ることができない宅配便、ゆうパック、ゆうメール、ゆうパケット、クリックポスト等では受付できない場合があります。

(4) 質問及び回答

不明な点がある場合は、随時、千葉県温暖化対策推進課にお問い合わせください。

(5) 登録処理期間

申請書に不備がない場合、申請書の受領後、3週間程度で登録を行います。また、登録プラン等の内容に関して問い合わせる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

7 設置プラン登録申請書の提出

(1) 申請書の提出者

申請書は、代表事業者から提出することとします。

(2) 申請書及び添付資料

ア 申請書

申請する事業者の設置プランに応じて、次の様式を提出することとします。なお、様式は必ず所定のものを使用してください。千葉県温暖化対策推進課ホームページからダウンロードが可能です。

URL :

- 様式1 設置プラン登録申請書
- 様式2 設置プランの内容
- 様式3 設置プラン登録申請に係る誓約書
- 様式4 役員等名簿

イ 添付資料

- (ア) 代表事業者の商業登記簿謄本（写し可）
- (イ) 代表事業者の直近3年分の会計年度の財務諸表（損益計算書、貸借対照表）
- (ウ) その他県が提出を求めた資料

(3) 提出後の申請書の取扱い

- ア 申請書の返却には応じられません。
- イ 申請書の著作権は、代表事業者に帰属します。
- ウ 申請書は、審査及び登録後の事業運営に使用します。
- エ 申請書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は、代表事業者が負います。

8 設置プランの登録

申請書の審査を行い、本実施要領で示している要件を全て充足している設置プランを、順次登録し、代表事業者にその旨を通知します。

登録は、県による登録決定通知到達日から令和9年3月31日まで有効とします。また、代表事業者及び個々の事業者が登録のための要件を満たしているかについて、県から確認を求める場合があります。

9 公表

千葉県ホームページ等において、事業者名や登録プランの内容等を掲載します。

10 登録の変更、抹消、削除等

(1) 登録の変更

登録プランの内容の変更をする場合は、変更承認申請書（様式5）により、申請することとします。

(2) 登録の抹消

登録の抹消をする場合には、登録抹消申請書（様式6）により、申請することとします。

(3) 登録の削除等

登録の申請内容に、虚偽があることや重大な誤りがあることが判明した場合には、登録の削除等を行います。

また、見積申込みを受け、その後に行う現地調査や太陽光発電設備の設置工事等に関連して、県民から販売事業者や施工事業者の対応等に関する不満や苦情が、県に寄せられた場合、その状況を確認するため関連する事業者を対象に聴取や調査を行うことがあります。対応等が適切ではなかったと認められる場合には、改善を求め、速やかに対応することとします。

なお、改善が認められず、かつ、同様の不満や苦情が継続して寄せられる場合には、関連する事業者の除外や、登録の削除を行います。

11 本事業の見直し

本事業の運用状況を勘案し、必要に応じて登録要件の見直し等を行う場合があります。なお、見直しを実施する場合には一定の猶予期間を設けます。

12 問合せ先

千葉県 温暖化対策推進課 企画調整班

住所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 本庁舎3階

電話 043-223-4645

Mail : cn-hojo@pref.chiba.lg.jp